

# 函館バス不当労働行為事件

## 最新 News

## No.5

### 会社側の控訴を棄却し一審判決を支持

労働組合と事前に協議が必要とされていた職員の配置転換について、会社からの組合員4名に対する配転命令および、配転に従わなかった2名の懲戒解雇は不当労働行為にあたり無効であるとした函館地方裁判所の一審判決を不服とした函館バス株式会社の控訴審が4月25日に札幌高等裁判所で開かれ、会社側の訴えは棄却された。これを受けて労働組合の私鉄総連函館バス支部は記者会見を行った。

函館バス株式会社（以下、会社という）と労働組合の函館バス支部では、「人事の異動、転勤及び配置転換等身分の異動については、組合と協議をして一方的に行わない」ことの労使協定が昭和30年に締結していたが、会社はこの協定を遵守せず、一方的な配転命令を組合員4名に対して行った。4名とも自宅からの通勤が困難な地域への配転命令であったことから2名は退職を余儀なくされ、2名は配転先での勤務を拒否したために懲戒解雇となった。この配転命令が不当労働行為にあたるとして、函館バス支部と会社が争ったもの。

一審では、会社の配転命令は不当労働行為にあたるとして無効とし、未払い賃金とは別に会社と社長に対して総額550万円の損害賠償を命じた。一審判決を不服とした会社及び社長は控訴し、札幌高等裁判所で審理が続けられてきた。

本日の控訴審判決で裁判所は、会社および社長の請求をいずれも棄却、函館地裁の一審判決を支持し、4名の組合員に対して懲戒解雇の無効をはじめ、配転先で勤務する義務がないこと、未払い賃金や賞与・損害賠償（慰謝料）の計1,800万円以上の支払いを命じた。また、同日、北海道労働委員会でも審査が続けられてきた同じく4名への不当配転について、道労委は、「会社側の不当労働行為意思に基づいた報復人事であった」と踏み込んだ判断をし、配置転換の撤回や、現職復帰、賃金や賞与について支払うよう命じた。

この結果を受け4名の組合員は会見で、「昔のような労使がともに手を取り、職員全員が仲の良かった職場環境に戻ってほしい」と述べ、正常な労使関係の再構築を希望した。

法律違反を繰り返し、裁判所の判決や労働委員会の命令に従わず、いわばコンプライアンス違反をものもしない函館バス株式会社の姿勢は、ステークホルダーにとって深刻な問題である。多額の補助金を投じている国や北海道、函館市など近隣の自治体をはじめ、これら補助金の源となる税金を負担しバスの利用料を支払っている住民、そして函館バス株式会社の株主は、慰謝料や裁判費用などで会社に損害を与え続けている経営陣に対し、厳しい目を向ける時期が来ている。

同時に、連合北海道は、函館バス株式会社に対してコンプライアンスの遵守はもとより、地域社会の基盤となるような良好な労使関係の再構築を強く求める。



ユナイテッド・コモンズ法律事務所の浅野弁護士（右）と倉茂弁護士（左前）